

法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者 処遇関係）部会第18回会議配布資料	28
--	----

保護観察処分少年及び少年院仮退院者の 特別遵守事項の標準設定項目

保護観察処分少年及び少年院仮退院者の特別遵守事項の標準設定項目

標準設定項目（符号番号）	標準設定例
A 犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動の禁止	
1 暴力団関係者との交際の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団関係者との交際を絶ち、一切接触しないこと ・暴力団事務所に入出入りしないこと
2 暴走族関係者との交際の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・暴走族関係者との交際を絶ち、一切接触しないこと ・暴走族の集会や暴走行為を見に行かないこと ・特攻服を入手したり着たりしないこと
3 共犯者との交際の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・共犯者との交際を絶ち、一切接触しないこと
4 その他不良集団等との交際の禁止	<ul style="list-style-type: none"> (交際を禁止すべき不良集団等を特定して設定) ・チームやギャングのメンバーとの交際を絶ち、一切接触しないこと
5 射幸的行為が行われる場所への出入りの禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・パチンコ店やスロット店に入出入りしないこと ・競馬場、競輪場、競艇場などのギャンブルが行われる場所に入出入りしないこと ・違法カジノなど賭博行為が行われる場所に入出入りしないこと
6 性風俗店への出入りの禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・性風俗店に入出入りしないこと
7 その他少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある場所への出入りの禁止	<ul style="list-style-type: none"> (出入りを禁止すべき場所を特定して設定) ・ゲームセンターやゲームコーナーに入出入りしないこと ・カラオケ店やクラブに入出入りしないこと
8 飲酒の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・飲酒をし、又はその目的で酒類を所持しないこと
9 喫煙の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙をし、又はその目的でたばこを所持しないこと
10 薬物の入手・使用に結び付く行為の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・覚せい剤、大麻、麻薬などの規制薬物、指定薬物又は危険ドラッグ（その形状、包装、名称、販売方法、商品種別等に照らして、過去に指定薬物が検出された物品と類似性があり、指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品）の使用者や密売人と一切接触しないこと ・危険ドラッグ（その形状、包装、名称、販売方法、商品種別等に照らして、過去に指定薬物が検出された物品と類似性があり、指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品）を入手し、又は使用しないこと ・注射器その他の薬物使用に係る物品を入手しないこと ・シンナーなどの有機溶剤の乱用者や密売人と一切接触しないこと ・正当な理由なくシンナーなどの有機溶剤を入手しないこと

標準設定項目（符号番号）	標準設定例
11 性犯罪に結び付く行為の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・異性や子どもの身辺につきまとわないこと ・小学校や児童館など子どもが集まる施設に出入りしたりその周辺をはいかいしたりしないこと
12 ストーカー的犯行に結び付く行為の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・他人の身辺につきまとわないこと
13 保護処分の理由となった犯罪行為の被害者等との接触の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者等に一切接触しないこと ・被害者等に直接会わないこと ・被害者等の身辺につきまとわないこと ・被害者等の自宅や職場付近をはいかいしないこと
14 深夜はいかいの禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・深夜にはいかいしたり、たむろしたりしないこと ・深夜に無断外出しないこと
15 その他	（ その他禁止すべき行動を特定して設定 ）
B 通学、就労その他の健全な生活態度を保持するために必要と認められる特定の行動の実行又は継続	
1 通学等の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由のない欠席、遅刻又は早退をすることなく学校に通うこと ・通信教育課程の受講を続けること
2 就労等の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・就職活動を行い、又は仕事をすること ・親元で家業に従事すること
3 精神科医の指示による服薬の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医の指示に従って、幻覚、妄想の症状抑制又は緩和に必要な服薬を継続すること
4 その他	（ その他継続し、又は実行すべき行動を特定して設定 ）
C 指導監督を行うため事前に把握しておくことが特に重要と認められる生活上又は身分上の特定の事項の申告	
1 7日未満の旅行の申告	<ul style="list-style-type: none"> ・3泊以上の外泊をするときは、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること
2 就労に関する申告	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事をやめたり転職したりしようとするときは、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること
3 通学に関する申告	<ul style="list-style-type: none"> ・学校をやめようとするときは、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること
4 その他	（ その他申告すべき事項を特定して設定 ）
D 地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行うこと	
社会貢献活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察所の長の定める計画に基づき社会貢献活動を行うこと
E その他指導監督を行うため特に必要な事項	
1 更生保護施設の規律の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・更生保護施設の規則で禁じられた無断外泊及び飲酒をしないこと
2 交通に関する学習の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察所の長の定める交通に関する学習をすること
3 その他	（ その他必要な事項を特定して設定 ）

（注）保護観察の開始に際しての家庭裁判所の意見の通知において、印のある標準設定項目について指摘がなされる場合には、当該項目に係る特別遵守事項の内容を特定するための特記事項が付されることとされているので、これに基づいて設定すること。